

長坂緑地民官連携里山エリア活動ガイドライン

1 はじめに

本ガイドラインは令和4年度に募集する長坂緑地の民官連携里山エリアでの活動内容の概要を示すものであり、一般に公園を利用される方の活動を妨げるものではありません。

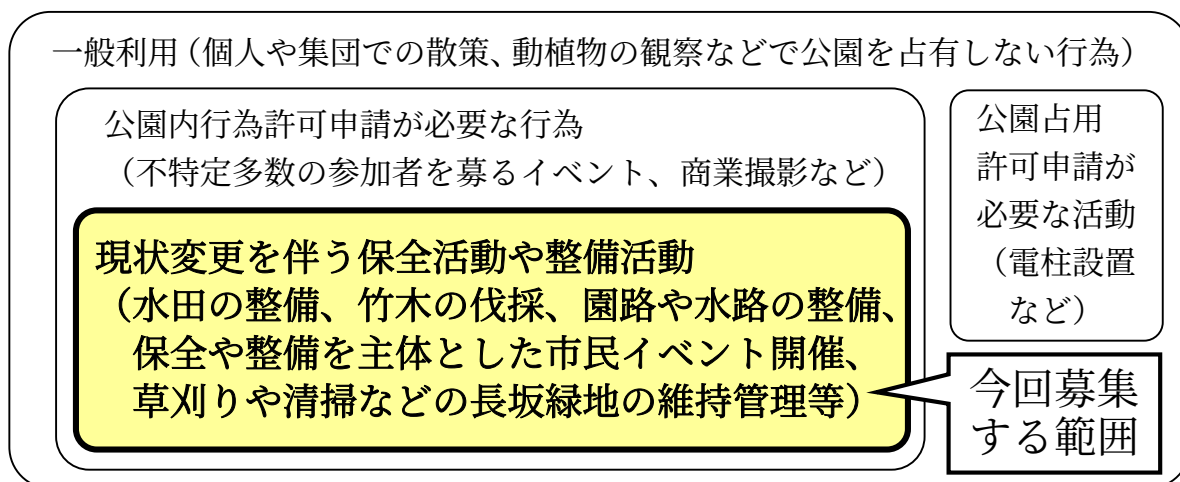
長坂緑地は公園として公開されていますので、園内を散策したり、動植物を観察するなど現状変更を伴わない行為であれば、民官連携の活動団体でなくとも、公園内で活動を行うことができます。

なお他の公園と同様、不特定多数の参加者を募りイベントを開催する場合や、公園内に電柱など物件を設置する場合は、別途申請手続きが必要となります。

2 活動の基本方針

- (1) 谷戸田や樹林地及びその周辺の自然環境の再生・保全活動
- (2) 保全に寄与しながら自然環境の豊かさ・多様性を市民に還元できる活動
- (3) 活動の主体が他に依存せず自主財源（国や企業等からの補助金含む）で継続して行うことができる持続可能な活動

3 募集する活動の範囲および活動内容の例



今回募集する活動は、生物多様性の確保を目的とした保全活動や、長坂緑地の整備活動など、土地の形質変更、竹木の伐採、施設設置など現状変更をともなう活動と、それに付帯して行うイベント開催など下記（１）～（３）に例示する活動が対象となります。

（１） 生物多様性の確保につながる活動（保全活動）

① 水田の再生・維持管理

人によって手入れがなされた水田を再生することで、水辺環境に住む生物が増え、様々な生物が集まり、生物多様性の確保につながります。

また水田の広がる里山の景色は一年を通じて四季折々の緑地としての景観を作ります。

② 樹林地・竹林の管理

大きくなりすぎた木や倒れそうな木、密集しすぎた竹を伐採するなど樹林地を適切に手入れし、明るく風通しの良い若い林に変えることで、下草やそれをよりどころにする多様な動物の住処を作るとともに、倒木や土砂崩れなどの災害を予防します。

(2) 長坂緑地の整備・維持管理活動（整備活動）

① 緑地内の草刈り・清掃

緑地を訪れる利用者の通行や安全を確保するためだけに草刈りや枝払いをするだけでなく、競争力が強く単一の外来種が繁茂することを抑え、希少な絶滅危惧種を選択的に残すなど適度な攪乱をすることで、多様な種類の植物を維持します。

② 園路や水路等の整備・安全管理

コンクリート舗装された通路や鉄製のフェンスにより人工的な通路を整備するのではなく、ウッドチップや、竹垣、カントリーヘッジなど間伐材を使って自然な散策路や柵などを整備することで、利用者の安全を確保しつつも里山環境と一体となった公園施設を作ります。

また田んぼへ水を供給する水路や、人が水と触れ合う小川、湿地を整備して水辺にすむ生物を増やし、利用者が水辺環境や水生生物に触れ合う場所を提供します。

(3) 保全や整備を主体とした市民イベントの開催

① 保全を通じた自然体験イベント

水田の再生や稲作を通じた自然体験や、樹林地の手入れを通して発生した間伐材を使ったワークショップなどのイベントにより、市民が保全活動に参加しながら自然を体験・交流できる機会を提供します。

② 整備ボランティア育成イベント

継続して保全活動や緑地の整備活動をしてみたい市民を対象に、田んぼづくりや里山林の手入れなどの各種講習会を実施し、保全活動や整備活動を担う人材を育成しながら市民が自然を体験・交流できる機会を提供します。

4 募集対象外の活動および活動団体としての参加を要しない活動の例

下記に例示する活動については、今回の募集の対象外となります。

(1) 保全や整備などの現状変更を伴わない活動

観察会、学習活動、自然の中での健康増進体験（ハイキング、スタンプラリー等）、歌唱・演奏会など不特定多数の参加者を募り開催するイベントについては、別途、公園内行為許可申請による手続きにより許可を得て行う活動となります。

(2) 里山的環境保全や緑地整備に関係しない活動

競技会・展示会・商業撮影・防災訓練など里山的環境保全・活用事業に関係しない活動で、公園の全部または一部を独占して利用する場合は、別途、公園内行為許可申請による手続きにより許可を得て行う活動となります。

また電柱など物件の設置については、別途、公園占用許可申請による手続きにより許可を得て行うこととなります。

- (3) 民官連携里山エリア外の活動やエリア内の民有地での活動
同エリア外や、同エリア内に介在する民有地での活動については、今回の募集対象外となります。なお市が長坂緑地内の作業や委託を行う必要がある場合に、個別に市民団体や NPO などの各団体へ依頼する場合があります。
- (4) 通常の範囲内での公園利用
公園を散策したり、動植物を観察するなど一般の公園利用の範囲内での行為については、活動団体とならなくても、公園内で活動を行うことができます。

5 本エリアの事業として好ましくない行為

- (1) 非伝統的農法（化学肥料や農薬の使用など）
化学肥料や農薬の使用は、環境への負荷が高く生物多様性の確保を妨げるため、そのような非伝統的農法による活動はできません。水田等を整備する場合には原則として、環境への負荷をできる限り低減した有機農法による活動となります。
- (2) 外部からの生物の持込み・外部への生物の持出し
原則として、長坂緑地の外から人の手によって生物を持ち込むことや、長坂緑地から生物を持ち出すことはできません。ただし、今までに同地内で生息が確認されている在来種を、保全や整備活動を通じて再生する活動はできます。なお水田や樹林地整備のための苗等については、個別にその目的や影響を十分に検討したうえで導入することとなりますが、動物を持込み飼育することはできません。
- (3) 大規模な照明設備や音響設備の使用
演奏会会場で使用するような大規模な照明や、音響設備を使用することはできません。ただし保全活動の一環として夜間昆虫調査に使用するライトトラップや、夜間の調査で限定的に懐中電灯などを使用することは可能です。
なお民官連携里山エリア内での外灯の設置などは、夜行性生物への影響を考慮し原則として避けることを考えています。
- (4) 営利を目的とした活動や生産物・間伐材を販売する活動
コメを販売するための水田の整備や、木材を販売するための樹林地の整備など、生産物や収穫物等の販売を目的とした整備活動はできません。
ただし、特定の企業が独占的にエリアを使用するのではなく、他団体と協調しながら活動し、社会貢献の取組みとして活動し PR することは想定しています。
なお水田や樹林地整備により発生した生産物や間伐材は、市の財産となります。
- (5) 安全管理が徹底されていない活動
保全活動や整備活動において、立木の伐採やチェーンソーの使用、車両系建設機械での整地など活動者や一般利用者の事故が発生する可能性がある行為については、活動団体が事業者でない場合や作業者が労働者でない場合でも、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を受けた作業員でなければ、本事業の活動では取り扱うことはできません。
また労働安全衛生法に定めのない作業についても、動力による機械・機器を取り扱う場合や、立木の伐採作業については、安全管理を徹底し行ってください。

6 法令等による制約や許可手続きが必要となる行為

民官連携里山エリアは活動団体だけでなく、公園として一般の利用者が訪れる場所となるため、下記に例示するような法令等による制約や許可手続きが必要となる行為については、必要に応じてその範囲や、公園の一般利用者の事故予防のための活動団体の責任や義務等について市と協定を締結したうえで、各種法令を遵守し活動することができます。

- (1) 建築物の建設など建築基準法による制約のある行為
- (2) 遊具やアスレチックの設置など都市公園法による制約のある行為
- (3) 火を使用する設備・器具の使用など消防法による制約のある行為
- (4) チェーンソーや車両系建設機械の使用など労働安全衛生法による制約のある行為

7 活動への資金や物品提供によるご支援について

今回の団体募集には該当しませんが、民官連携里山エリアにおける活動への資金や物品提供による支援は随時受付しています。

本活動への支援をご検討の場合は、別途ご連絡をさせていただきますので、横須賀市自然環境共生課（046-822-9832 または sato-eco@city.yokosuka.kanagawa.jp）までお問い合わせください。

8 活動についてのQ&A

Q 民官連携里山エリアは団体の登録をしないと使ってはいけないの？

A 同エリアは公園として公開されているので、散策したり、動植物を観察するなど、個人や少人数で一時的に場所を使うだけなら、特別な手続きは必要ありません。

Q 田んぼづくりや樹林地の管理、緑地の整備や維持管理以外の保全活動はどういった活動があるの？

A 例えば、生物多様性の保全を重視した農林業体験、希少な野生動植物の保護、生態系に被害を及ぼす外来種の防除、自然環境に関する調査、これらの活動を体験する環境教育等が挙げられます（参考：環境省「生物多様性地域連携促進法 | 地域連携保全活動計画作成の手引き」）。

Q 自然観察会を開催したいのですが、団体の応募は必要？

A 同好会のような団体がその団体の会員だけで小規模に実施するような場合には、公園の一部を占有したり他の利用者の妨げにならないければ、特別な手続きは必要ありません。

ただし不特定多数の参加者を広く募集して開催する場合や、開催のために参加費を徴収する場合には、公園内行為許可申請が必要な場合があります。

Q 自然観察会で虫や植物を採取して持ち帰ってもいいの？

A 同エリアは環境の保全を大切にしているので、長坂緑地内の生き物の持ち帰りはできません。また、長坂緑地の外から生き物を持ち込んで放すこともできません。ただし、市が事業として調査や駆除、植栽等を依頼・委託する場合は除きます。

Q ホタルの観察路を整備してもいい？

A 整備範囲など内容にもよりますが、他団体や一般利用者の妨げにならない範囲において、整備をすることは可能です。

- Q ドッグランや牧場、ニワトリ小屋を整備してもいい？
- A 動物の飼育については、きちんとした飼育環境が確保で出来るか未定であり、またいますでにいる生物に与える影響などを考え、今回の募集期間においては同エリアでの飼育はできません。
- Q 田んぼづくりなど同じ目的の団体が複数参加したらどうなるの？
- A 同じ場所で複数団体が一緒に作業できるか、場所を分けるかについては、活動団体決定後に各団体が参加する連絡会で協議の上、決定してもらいます。
- Q つくったお米を持ち帰って売ったり、自分たちだけで食べてもいい？
- A 活動団体であっても、同エリア内で発生した収穫物は市の財産となります。生物多様性の確保や自然とのふれあい体験ではなく、収穫物を目的とした活動はできません。
- ただしその収穫物を広く環境保全や公共の利益に役立てたり、別途開催する自然体験イベントなどで活用して市民に還元できる場合などは、活動できます。
- Q 畑で作物を育ててもいい？作った野菜等はどうなるの？
- A 水田と畑は同じような活動に思えるかもしれませんが、市が推進している水田再生はコメ作りが目的ではなく、多くの生き物が生息・生育・繁殖する場所をつくることです。一方で畑はそういった環境保全の効果は限定的で、「収穫物」が主たる目的になりがちなので、環境に負荷がかからないやり方で、例えば水田が作れない場所に小規模な畑を作り、イベントなどで市民の皆さんにふるまったり配ったりするような活動であれば可能です。
- Q 子どもが遊ぶアスレチックやツリーハウスを作ってもいい？
- A 常設の遊具や遊び場としての建築物を公園管理者以外が設置することは、公園の安全管理上の懸念もあり、また環境保全を前提とする今回の活動の募集対象には含まれないと考えます。なおイベントを実施する際に、仮設の遊具や構造物を設置し終了後に撤去するなどの場合は、公園内行為許可申請を受けて個別に判断することとなります。
- Q 仮設トイレを設置してもいい？
- A 市の事業や他の団体の活動に支障のない範囲で、公園占用許可を受けたうえで設置することができます。なお設置期間によってはトイレを使用できる方の範囲や維持管理などについて市や他団体と協議が必要となる場合があります。
- Q 間伐材を使った木工クラフト教室をしたいのですが、団体の応募が必要？
- A 自分たちで枝払いなどの樹林地管理をしながら、ワークショップなどのイベントをする場合には保全や整備の活動となるので応募が必要ですが、公園内行為許可を受けたうえで、参加団体の活動の中で発生した間伐材を、市の事業や団体の活動への支障のない範囲で使用したイベントを開催することはできます。
- Q イベントなどの参加費で必要以上の利益が出たらどうなるの？
- A イベントの公園内行為許可申請の中で実費を超える利益が発生する場合は、許可手続きにおいて公園使用料を徴収します。
- Q 焚火での調理やキャンプファイヤーをしたいのですが。
- A 活動団体としての整備・保全活動の中で火器を使用される場合でも、公園内行為

許可を受け、市や他団体と協議・調整の上、消防法など法令を遵守したうえで、一時的に実施することは可能です。ただし直火での活動や、焚火エリアを整備、かまどを常設したりすることはできません。

Q 民官連携里山エリア内にある民有地で活動してもいいの？

A 民有地についてはエリア内でも活動の対象外となります。今回の団体募集にかかわらず、エリア内の民有地で地権者自身や地権者の許可を受けた行為について市が許可をする立場ではありませんが、内容により調整をさせていただく場合があります。

なお長坂緑地内の民有地を所有している方で、市への寄付をご検討の場合には、横須賀市自然環境共生課（046-822-9832）までお問い合わせください。

Q 重点里山エリアでも活動したいのですが。

A 重点里山エリアについては、市が選定する市民団体や NPO 等に作業依頼、業務委託を行うため、結果として活動団体に作業を依頼する可能性はありますが、今回募集の範囲としては対象外となります。